

業務仕様書

1 件名

神戸港発着の瀬戸内海クルーズの魅力プロモーション業務

2 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 事業の背景及び目的

- 本市では、クルーズ客船がもたらす経済効果を狙い、特に経済効果の高い発着クルーズの誘致を重点的に進めている。発着クルーズを誘致する上では、国内外から安定的に乗船客を集客できることが非常に重要となっている。
- 神戸港の特長である瀬戸内海クルーズの玄関港としての認知度を高めるため、これまで海外見本市への参加やクルーズ雑誌への広告掲載やyoutubeでの動画配信等を通じたプロモーションを行ってきた。
- 今後はその魅力を日本だけではなく、世界に発信していくことが重要であり、そのため従来のプロモーション手法に捕らわれず、新たな切り口から戦略的な魅力発信を行い、海外からの神戸港発着瀬戸内海クルーズへの誘客を図る。

【参考】基本情報

- ▼神戸港 クルーズ客船情報ページ
 - ▼瀬戸内海クルーズ特集パンフレット
 - ▼瀬戸内海クルーズPR動画
- <https://www.kobe-meriken.or.jp/en/member/>

4 委託金額（上限）

金5,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

5 業務内容

（1）プロモーションのターゲット

本業務では、ターゲットを下記に絞ったプロモーションを行うものとする。

【ターゲット】

- ・欧米豪の英語圏に在住する、40・50代
※夫婦、友人、女性一人等のペルソナを想定し、提案書に記載すること
- ・Educated Travelers（旅慣れて成熟した旅行者）

- ・日本滞在期間は2~3週間、予算は数十万~数百万円のラグジュアリー層

（2）本業務の基本条件

- ・「神戸港発着クルーズ」「瀬戸内海クルーズ」「神戸港発着しているクルーズ船」の認知度向上を狙いとすること。具体的には、上記ターゲットに「クルーズ」を知ってもらうこと。また、既に知っている者や経験のある者に対しては、「神戸港から瀬戸内海クルーズに乗船してもらう」ことを目指し、神戸港発着瀬戸内海クルーズの魅力を発信すること。
- ・神戸港発着瀬戸内海クルーズを行う船会社と共同でプロモーションを行い、神戸港及びクルーズ船双方の魅力を発信すること。
- ・以下の神戸港の特長等を踏まえ、よりターゲットに訴求する広報を行うこと。
 - ・クルーズターミナルまでのアクセスの良さ
 - ・クルーズターミナルから市街地が近く、神戸のまちの観光を楽しむことが出来る
 - ・下船後、クルーズターミナルから手ぶら観光（手荷物輸送サービスの利用）が可能
 - ・瀬戸内海クルーズのゲートウェイとしての神戸港
 - ・寄港ではなく、発着港としての神戸港
 - ・瀬戸内海クルーズならではの魅力（船内からの風景など）

（3）プロモーション活動

- ①欧米豪を中心とした海外メディアへの露出を図るため、現地のメディア・インフルエンサーにアプローチし、神戸に招聘してFAMトリップを実施すること（クルーズ船乗船費用を除くすべての経費は委託料に含む）。
- ②上記①のほか、本事業の背景・目的及び基本条件を踏まえ、受託者が有する知見・ネットワークを活かし、海外における神戸港発着瀬戸内海クルーズの認知度向上に向けた効果的なプロモーションを実施すること。
- ③活動に当たっては、本市の既存PRツール（ウェブサイト、パンフレット、動画）を適宜参照・活用すること。
- ④本活動の結果掲載された記事等について、本市が今後のプロモーションに使用するための許諾を当該メディアから得ること（許諾にかかる費用は委託料に含む）。
- ⑤効果検証
本業務の効果検証を行い、報告すること。
- ⑥実施報告書
契約期間の終了日までに、以下に掲げる事項について実施報告書を提出すること。
報告書には、次年度以降の提言や課題を盛り込むこと。

- ア) メディアとのコンタクト状況及び内容（メディアの反応、意見等）
- イ) 露出記事等の実績
- ウ) 効果検証の結果
- エ) その他、業務内容が分かるもの

6 契約方法・支払方法

- ・総価契約
- ・業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。
ただし、必要がある場合は、契約金額の2分の1以内の額を前金払で支払うことができる。
- ・前金払を行った場合、受託者は業務完了後に精算報告書を提出するものとし、神戸市は報告書を検査の上精算を行う。精算の結果、前金払を受けた金額に余剰金を生じたときは、神戸市の定める期日までにこれを返還すること。

7 提出期限

令和9年3月20日頃

8 業務実施体制

- ・進行管理者を置くとともに、英語コミュニケーションができネイティブチェックが可能な職員を配置し、ファム実施時も同行すること。
- ・本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- ・業務全体を統括する業務責任者を置き、本市に通知すること。
- ・受託者は、神戸市の書面による事前の承諾なくして、本業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。以下、再委託という）してはならない。また、神戸市は、業務の全部又は大部分についての一括した再委託は承諾しないものとする。

9 その他の条件

- ・受託者は、本業務を遂行するにあたり、本市と十分に協議・連絡調整等を行うこと。受託者による本業務の遂行に関して本市が行う要求は尊重しなければならない。
- ・本業務の実施過程で入手等し得た一切の資料や情報等は、契約解除後や本業務終了後も含め、本業務の目的以外に使用、第三者に開示もしくは漏洩してはならない。また受託者はそのための必要な措置を講じなければならない。
- ・本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用などは絶対行わないこと。本業務終了後、受託者

が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

- ・受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、神戸市は、契約金額以外の費用を負担しない。
- ・受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、第三者に漏洩してはならない。ただし、神戸市の事前の了解を得た上で関係者に情報提供することができる。
- ・神戸市の情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ遵守特記事項を遵守すること。内容は以下URL を参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、本仕様書及び契約書で定める事項、関係法令及び本市の条例、規則等を十分に遵守した上で本業務を実施するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、神戸市、受託者双方が協議の上決定する。また、疑義が生じた場合は、神戸市、受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- ・受託者は、本業務遂行中に不測の事故等が発生した場合は、直ちに本市に連絡するとともに、適切に対処しなければならない。なお、本業務の実施期間内に本業務の内容等の変更により、委託内容及び委託料の変更が必要となったと認められるときは、受託者は本市に対してその変更について協議を求めることができるものとする。

10 問い合わせ先

神戸市港湾局振興課（客船誘致担当）木林・池部

住所 〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目1-1

TEL 078-595-6289 Eメール cruise_kobepo@city.kobe.lg.jp